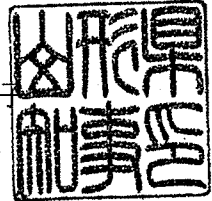


み 自 第 236 号
平成 26 年 7 月 17 日

株式会社 キヨスミ産研
代表取締役 鈴木 正明 様

山形県知事 吉村 美栄



中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業
環境影響評価準備書への意見について

山形県環境影響評価条例第 19 条第 1 項の規定により、環境の保全の見地からの意見について、別紙のとおり通知します。

山形県環境エネルギー部みどり自然課
環境影響評価担当 福島、大高
電 話 023-630-3042
F A X 023-625-7991

【別紙】

中山町鬼ヶ沢一般・産業廃棄物最終処分場設置等（増設整備）事業 環境影響評価準備書に対する山形県知事意見

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の結果を事業計画に反映させるとともに、事業の実施過程において、評価結果の検証を行うこと。
- (2) 環境影響評価の結果及び事業者が自ら定める環境保全計画等に基づく環境保全措置を確実に実施し、事業による影響の回避・低減に一層努めること。
- (3) 事業計画の変更や事業実施区域及びその周辺の自然的社会的状況の変化によって、環境影響評価の結果を見直す必要が生じた場合は、専門家の指導や助言等を受けるとともに、適切に対応すること。
- (4) 事業の進捗状況や事後調査の結果について、適宜、地域住民及び関係機関に対し情報提供を行うとともに、一般にも公表すること。
- (5) 工事に伴う車両の走行により、交通事故が発生しないよう、十分な安全対策を講じること。
- (6) 異常な豪雨や地震等の発生に備えて、施設の適切な維持管理に努めるとともに、防災対策に万全を期すこと。

2 水環境

- (1) 許可を受けた範囲内であっても、埋設する廃棄物の種類を大きく変更する場合は、浸出液処理後の排水のモニタリングにおいて処理水の成分の変化を十分把握し、基準値の遵守に努めること。
- (2) 水質のモニタリングにおいて、埋立地の底部遮水シートから浸出液が漏水したと疑われる結果が得られた場合は、速やかに地域住民及び関係機関に対し情報の提供を行うこと。また、水質のモニタリングを強化するとともに、その原因を明らかにして必要な対策を講じること。

3 土壌環境

- (1) 盛土や基礎地盤の安定を図るため、事業実施段階における諸法令の手続きを進める中で十分な検討を行うこと。
- (2) 廃棄物の埋立てに当っては、盛土の安定が損なわれることがないように、安定計算において想定した土質条件の確保に留意すること。

- (3) 切土部分の地表水が盛土部分や基礎地盤に浸透し、その安定を損なうことがないように、十分な排水施設を計画するとともに、適切な維持管理を実施すること。
- (4) 事後調査においては、地下水位の変動についても継続して観測を行い、特異な変動が見られる場合には、盛土や基礎地盤の安定について、再度検証を行うこと。

4 植物

- (1) 改変予定区域内に生育が確認された重要な植物種については、個体数の減少による地域個体群への影響をできるだけ小さくするため、改変区域外の類似の環境へ移植する等の対策を講じること。
- (2) 評価対象の植物について、レッドデータブックやまがた絶滅危惧野生植物 2013 年版における評価を確認し、特にカテゴリー区分が上位に変更された種にあっては、保全措置の見直しに努めること。